



## 育児・介護に関する休暇の範囲が拡大されました！

### その1

子の看護休暇の適用範囲を「小学校就学前の子」から「**中学校就学前の子**」に拡大しました。

### 子の看護休暇

ポイント：看護する子の適用範囲の拡大

子どもの病気や予防接種などに

中学校入学前の子を養育する男性・女性職員は、子どもが病気で登園・登校できない時や予防接種の時などに休暇を取得できます  
(非常勤職員は無給となります)

### 新

子の**中学校就学前**までで、1年に10日の範囲内  
(時間単位の取得も可)

改正

### 旧

子の**小学校就学前**までで、1年に10日の範囲内  
(時間単位の取得も可)

### その2

短期介護休暇の対象家族の適用範囲のうち、祖父母、兄弟姉妹、孫について「**同居かつ扶養**」の要件を廃止しました。

### 短期介護休暇

ポイント：対象家族の適用範囲の拡大

対象家族の介護や世話をするため…

要介護状態にある対象家族の介護、その他の世話をする男性・女性職員は、要介護状態にある家族の介護や世話をする時に休暇を取得できます  
(非常勤職員は無給となります)

### 新

対象家族とは配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母をいう。

改正

### 旧

対象家族とは配偶者、父母、子、**同居し、かつ扶養している**祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母をいう。

## 男性職員対象 (非常勤職員対象外)

## 配偶者出産付添休暇と育児参加休暇

### ☆配偶者出産付添休暇

配偶者の出産時の付添いのために、2日の範囲内で取得できる特別休暇です。出産時の付添いのほかに、出産に係る入退院の付添い、出産に係る入院中の世話、出生の届出等のためにも取得することが可能です。

### ☆育児参加休暇

配偶者の産前・産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合、14日の範囲内で取得することができる特別休暇です。



## 女性職員対象

## 妊産婦が利用できる特別休暇

### ☆妊娠中の休憩・休業

妊娠中に、つわり等で体調が悪い時は医師の診断書等の提出により、有給で休憩・休業が可能です。常勤職員・非常勤職員ともに取得可能で、診断書等の他、母子手帳の写しが必要になります。

### ☆妊産婦の健康診査及び保健指導

妊娠・出産期に、健康診査（妊婦検診）や保健指導のため勤務できない場合は、有給で休むことが可能です。常勤職員・非常勤職員ともに取得可能で、母子手帳の写しが必要です。

この **coloconi Newsletter** 増刊号は、お手元のコロコニガイドブックに挟んで一緒に保管ください。

